

平成 25 年 11 月 22 日

経済産業省への報告書提出について

平成 25 年 11 月 8 日付命令に基づき経済産業省宛に、以下の通り報告を行っております。

1. 経済産業省への報告事項

(1) 提携ローンに係る個別クレジット契約者が反社会的勢力と判明した場合の対応

- ① 事後排除対応に係る社内規則等の名称および策定期等
- ② 代表取締役等の経営責任者への報告に係る社内規則等の有無等
- ③ みずほ銀行との提携ローンにおける自主的な保証債務の履行可否等
- ④ みずほ銀行との提携ローンにおける事前求償権の行使による保証債務の履行可否等
- ⑤ 当社とみずほ銀行との間における反社会的勢力排除に係る協定等の有無等

(2) みずほ銀行から提供を受けたみずほ銀行が反社会的勢力と認識した情報の対応状況

- ① 事後排除対応に関するみずほ銀行との協議内容等
- ② 反社会的勢力情報の提供を受けた期間の当社における事後排除対応の検討状況等
- ③ 反社会的勢力情報の提供を受けた後の事後排除対応の措置の詳細

(3) みずほ銀行からの依頼により実施した代位弁済債権に係る当社の取組状況

- ① 当該債権に係る請求を受けた時期ごとの件数および残高等
- ② 回収基本方針の策定期等
- ③ 回収基本方針策定以前の当該債権に係る事後排除対応の具体的措置の内容等
- ④ 回収基本方針策定後の当該債権に係る事後排除対応の具体的措置の内容等
- ⑤ 代位弁済請求を受けてから事後排除対応を実施するまでに取り組んだ措置等
- ⑥ 「特別調査部会」での調査内容および結果の詳細等

(4) 再発防止策等

- ① みずほ銀行への事前排除態勢の協力（システム構築等）の具体的措置の内容等
- ② 「反社態勢強化委員会」での審議・報告の具体的内容等
- ③ 個別クレジット契約における事後排除対応に係る方針の策定期・具体的内容等
- ④ その他当社における反社会的勢力排除に向けた取組の具体的内容等

(5) 本事案に対する経営責任の所在

2. 報告事項の詳細

(1) 再発防止策等【資料1】

- ① 反社態勢強化委員会における主な取組み
 - a 反社概念の再整理による対応方針策定ならびに反社関連社内規程等の再整備
 - b 反社取引に関する取締役会等への報告体制の見直し
 - c みずほ銀行からの反社情報の受入れ等による反社データベースの拡充
 - d 回収基本方針の詳細化等による事後排除スキームの高度化
 - e 全役職員を対象とした教育・研修と内部モニタリング体制の強化
 - f 警視庁および各県警や弁護士等との協力関係の強化
- ② 同委員会以外での反社態勢強化に向けた主な取組み
 - a コンプライアンス担当役員の専任化とコンプライアンス担当部署の体制強化
 - b みずほ銀行との協働による「キャプティブローン反社対応委員会」の設置
 - c 現行商品等における反社排除態勢の点検・改善

(2) 経営責任の所在および社内処分

反社会的勢力の事前排除につきましては、これまでに反社情報の拡充に努め、現在数万件の反社情報を保有しております。しかしながら、みずほ銀行との提携ローンにおいて、その審査を担う当社のチェックをすり抜けた事案が多数あったことから、反社会的勢力の事前排除が、未だ不十分であったと重く受け止めております。【資料2】

更に、反社会的勢力の事後排除におきましては、政府指針並びに各都道府県の暴排条例に基づき、資金の直接の交付先である加盟店からの反社排除等を優先し、個品割賦における正常返済中の顧客においては、約定返済により順次排除が進むことから、当社の対応方針を「完済するまで債権状況を監視する」こととしておりました。こうしたことを背景に、平成25年5月のみずほ銀行からの代位弁済受け入れ時以降の、顧客契約書の「暴排条項」有無の確認、警察への調査依頼等、契約解消へ向けた対策への着手に遅れが生じました。尚、事前求償権の行使につきましては、顧客との契約書裏面約款に記載しておりましたが、従前より代位弁済前の債務名義の取得や強制執行等の法的な回収は困難との認識を持っており、また、その行使の前例も見当たらないことから、その発動の検討までの認識を持つには至りませんでした。

【資料3】【資料4】

反社会的勢力との癒着に関しましては、当社顧問弁護士事務所所属の弁護士4名を

加えた「特別調査部会」で調査を行ってまいりましたが、特に懸念すべき点は認められないとの結論を得ております。この調査結果につきましても、更に精査を行うべく、当社と利害関係のない社外弁護士3名による検証をお願いし、既にその作業に取り掛かっていただいているところでございます。この第三者検証の結果につきましては、平成25年12月27日までに報告をいただき、その結果として新たに問題点が確認された場合は、改めて追加的経営責任に言及する所存でございます。【資料5、6】

以上のように、この度、今回のような事態に至ったことに対して、経営責任を痛感いたすところであり、広く世間の皆様に対し、大変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして誠に申し訳なく、また当社をご利用されるお客さま、加盟店さま、取引金融機関さま、そして株主の皆さま方の信頼を損なうことともなり、経営責任の重大さを改めて認識する次第でございます。

上記のとおり、今回のような事態に至った関係役職員の責任を重く受け止め、別添のとおり社内処分を行うものといたします。尚、反社態勢の一層の強化を経営の最大の責務と捉え、全力を傾注してまいり所存です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

別添

<社内処分の内容【報酬の減額】>

- ・代表取締役会長及び代表取締役社長
月額報酬の 100% × 6ヶ月
- ・関係役員（17名）
月額報酬の（現在10～12%カット中） × （5～15%） × 3ヶ月
※業務に従事した期間に応じた処分を行う

尚、本事案に関係した職員については、就業規則に基づき厳正な人事処分を行う。

以 上